

議案第 2 1 号

大田原市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 2 1 日提出

大田原市長 津 久 井 富 雄

大田原市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

大田原市固定資産評価審査委員会条例（昭和30年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「書記1人」を「書記」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。